

「小牧市建設工事余裕期間設定制度」に関するQ & A

1 余裕期間制度の運用に係るもの

Q 1-1： 余裕期間設定制度とはどのような制度ですか。

A 1-1： 余裕期間設定制度とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保する期間（余裕期間）を設定することで、受注者の円滑な施工体制の整備を図ることができる制度です。

なお、余裕期間は発注者が、契約ごとに3ヶ月を超えない範囲で設定できることとしています。

Q 1-2： 余裕期間制度に係る用語について教えてください。

A 1-2： 用語は以下のとおりです。

① 余裕期間

受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間であって、契約締結日の翌日から工事開始日の前日までの期間

② 実工期

受注者が実際に工事を実施するために要する期間（当該工事に係る準備期間及び後片付けの期間を含む。）

③ 工事開始日

実工期の始期の日

④ 工事完了期限日

実工期の終期の日

⑤ 通常工期

フレックス方式における発注者が定める、工事を実施するために要する期間（当該工事に係る準備期間及び後片付けの期間を含む。）

⑥ 全体工期

契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事完了期限日までの期間であって、余裕期間と通常工期を合わせた期間

Q 1-3： 余裕期間制度にはどのような方式がありますか。

A 1-3： 余裕期間制度は、発注者指定方式、任意着手方式、フレックス

方式の3つの方式がありますが、小牧市では、以下の2つの方式を採用し、発注時に発注者がいずれかの方式を指定します。

①発注者指定方式

発注者が工期の始期の日（工事開始日）を指定する方式です。発注者があらかじめ工事開始日を指定するため、工事開始日の前日までが余裕期間となります。

②フレックス方式

発注者があらかじめ示した全体工期（実工期＋余裕期間）の範囲内において、受注者が工事開始日及び工事完了期限日を設定する方式です。受注者が設定した工事開始日の前日までが余裕期間となります。

Q1-4：余裕期間が設定された工事で、受注者の都合により余裕期間をとらないこと（契約締結日の翌日を工事開始日とすること）はできますか。

A1-4：発注者指定方式では、原則として発注者が指定した工事開始日まで工事着手できませんが、契約締結後、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、市と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができます。

フレックス方式では、受注者が工事開始日を設定しますので、余裕期間をとらないことも可能です。

Q1-5：工事契約後に工事開始日を変更できますか。

A1-5：発注者指定方式をされた工事は、契約締結後、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、市と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができます。

フレックス方式による契約締結後、届け出た工事開始日及び工事完了期限日に変更の必要が生じた場合には、発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、全体工期の範囲内において工事開始日及び工事完了期限日を変更することができるものとする。ただし、工事開始日を変更する場合は、通常工期を確保することを原則としてください。

Q1-6： 応札しようとした工事に余裕期間が含まれているか（余裕期間制度の適用工事となっているか）はどうすればわかりますか。

A1-6： 余裕期間制度適用工事は、発注者指定方式による場合は工事名の末尾に「（発注者指定方式余裕期間）」が付され、フレックス方式による場合は工事名の末尾に「（フレックス方式余裕期間）」が付されています。

また、特記仕様書にも記載がありますので合わせて確認してください。

Q1-7： どれだけの余裕期間が設けられているかは、どこを見ればわかりますか。

A1-7： 発注者指定方式、フレックス方式のどちらも特記仕様書に記載してあります。

Q1-8： フレックス方式において、決定した工事完了期限日を延期することは可能ですか。

A1-8： 通常の工事と同様に、受注者の責に帰さない事由による工期延長（完了期限日の延期）については、発注者との協議により認められれば延期することができます。

2 余裕期間中にできることなど

Q2-1： 余裕期間内に作業可能なものはどのようなものがありますか。

A2-1： 労働者の確保、現場に搬入しない資機材等の準備、協力業者や資材メーカーとの協議、書類作成などが可能ですが、現場での測量、現場への資機材搬入や仮設物の設置など、工事着手と判断される作業や準備等はできません。また、現地踏査等を踏まえた関係者協議は行えません。詳しくは、以下の例をご参照ください。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任により行うこととします。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・労働者の確保

- ・現場に搬入しない資材の準備
- ・現場の下見
- ・工事看板等の作成
- ・上記の作業に係る、協力業者や資材メーカーなどの関係者との調整

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・現場事務所の設置
- ・工事看板等の設置
- ・現地測量
- ・現場での埋設物調査、試掘
- ・支障物件の撤去
- ・樹木伐採、除草
- ・工場製作工
- ・現場への資機材の搬入
- ・発注者（監督職員含む）との協議
- ・交通管理者等との協議
- ・埋設企業者（NTT、ガス、電気等）との協議
- ・近隣住民（自治会等を含む）等との調整
- ・工事のお知らせの配布
- ・工事写真の撮影
- ・施工計画書の作成
- ・仮設工事
- ・上記の作業に係る関係者との調整

Q 2-2：余裕期間内に、下見等のための現場への立ち入りはできますか。

A 2-2： 準備行為にあたる作業はできませんが、準備行為にあたらぬ下見は可能です。

Q 2-3：余裕期間内に下請契約を締結することはできますか。

A 2-3： 余裕期間内に下請契約を締結することは可能です。

Q2-4： 余裕期間内の工事現場の管理は誰が行いますか。

A2-4： 余裕期間内の工事現場の管理は発注者が行います。受注者の工事現場の管理は、工事開始日から発生します。

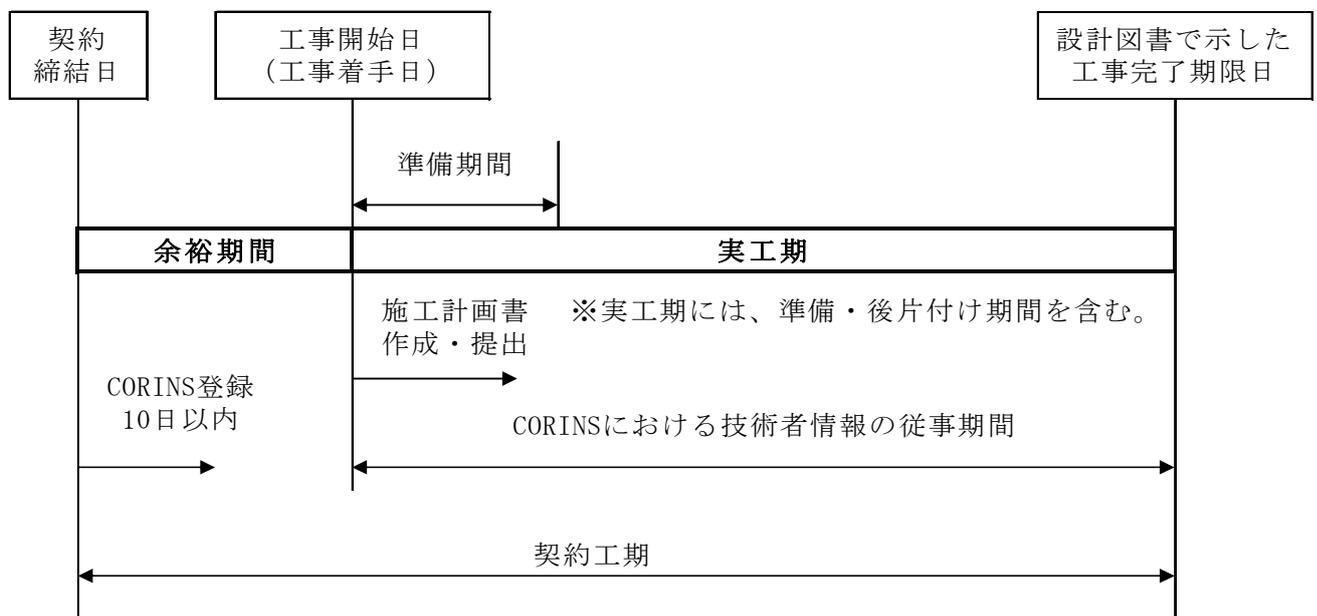
Q2-5： 余裕期間と準備期間との関係は。

A2-5： 余裕期間は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者の観点から平準化を図ることを目的に設定するものであり、実工期とは関係ありません。

一方、準備期間は実工期の一部であり、工事開始日から本体工事や仮設工事までの期間になります。

具体的な余裕期間と準備期間等の関係については、下図をご参照ください。

余裕期間と準備期間等の関係イメージ図



3 配置予定技術者の取扱い

Q3-1： 現場代理人と主任（監理）技術者等（以下「技術者等」という。）は、いつから配置する必要がありますか。

A3-1： 余裕期間内は、工事着手前であるため、技術者等の配置を要しません。工事開始日から配置する必要があります。

なお、現場代理人等通知書は工事開始日の前日までに提出してください。

Q 3-2：技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間中は他の工事に従事できますか。また、現場代理人の常駐を要する工事であっても、余裕期間中は他の工事に従事できますか。

A 3-2：技術者等については、両工事ともに専任を要する工事であっても、余裕期間中は技術者等の配置を要しませんので、契約中の他の工事に従事することができます。

また、現場代理人については、両工事ともに常駐を要する工事であっても、余裕期間中は現場代理人の配置を要しませんので、契約中の他の工事を常駐することができます。

Q 3-3：余裕期間内に完了する予定の他の工事に従事している技術者等（専任を要するもの）を余裕期間制度適用工事の技術者として配置することはできますか。

A 3-3：余裕期間内は技術者の配置を要さないため、他の従事中の工事が工事開始日までに完了すれば、余裕期間制度適用工事の技術者として配置することが可能です。この場合における工事の完了とは完了検査及び引渡しの完了を指します。

Q 3-4：一般競争入札で発注された、余裕期間が設定された工事において、配置予定技術者を工事開始日から配置することができなくなった場合はどうなりますか。

A 3-4：余裕期間制度では、契約締結日の翌日から工事開始日の前日であれば技術者等の配置を要しませんが、工事開始日からは技術者等の配置が必要です。

一般競争入札においては配置予定技術者として申請した技術者等を工事開始日から配置することが原則となります。しかし、技術者等が病休、死亡及び退職等の場合はこの限りではありません。

Q3-5：工事实績情報システム（CORINS）はいつまでに登録すれば良いですか。また、登録する工期や技術者情報の従事期間は、どの期間で登録すれば良いですか。

A3-5：工事实績情報システム（CORINS）の登録は、通常の工事と同様に契約締結後10日（休日を除く。）以内に登録を行ってください。

登録する工期及び技術者情報の従事期間については、実工期としてください。

4 契約等に係る取扱い

Q4-1：契約書などに記載される工期はどの期間になりますか。

A4-1：発注者指定方式による場合は全体工期、フレックス方式による場合は全体工期及び工事の始終期届出書により届出された実工期になります。

Q4-2：フレックス方式における工事開始日及び工事完了期限日はいつまでに決める必要がありますか。

A4-2：受注者は、契約締結前までに実工期を決定し、速やかに「工事の始終期届出書」を提出してください。

なお、この場合において受注者は、工事開始日及び工事完了期限日を土日、祝日とすることはできません。

Q4-3：工事の契約締結後、前払金の請求はできますか。

A4-3：対象工事に係る前払金は、工事開始日以降の請求となります。

なお、ゼロ債務負担行為適用工事のように、契約初年度において、前払金を支払わない旨が設計図書等に定められているときは、次年度以降での請求となります。

Q4-4：中間前金払の支払条件である、「工期の2分の1が経過していること。」の工期に余裕期間は含まれますか。

A4-4：含まれません。

Q 4-5： 契約保証は実工期の期間だけで良いですか。

A 4-5： 契約保証期間については、通常の工事と同様に、契約締結日を含み、工事完了期限日までとしてください。

Q 4-6： 余裕期間が設定されたことによる経費の増加は、変更対象となりますか。

A 4-6： 余裕期間制度を適用することにより増加する費用は、積算上の割増しは行わず、受注者の負担となります。

Q 4-7： 当初工期（工事完了期限日）よりも早く工事が完了した場合に、終期を変更することは可能ですか。

A 4-7： 通常の工事と同様に、終期前に完了届を提出し工事を完了することができます。なお、工事完了期限日より前に完了した場合（早期完成）について、通常の工事と同様に完了届を提出してください。

Q 4-8： 建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書は、いつ提出すれば良いですか。

A 4-8： 工事開始日から1ヶ月以内に提出してください。

ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため、建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に発注者用掛金収納書を提出できない場合は、その理由と証拠の購入予定時期について書面にて監督職員の承諾を得たときは、この限りではありません。